

新潟県立学校管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

新潟県教育委員会

委員長 外山 迪子

新潟県教育委員会規則第2号

新潟県立学校管理運営に関する規則の一部を改正する規則

新潟県立学校管理運営に関する規則（昭和32年新潟県教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項を削る。

改 正 後	改 正 前
(異動状況) 第23条 (略)	(異動状況) 第23条 (略) <u>2 通信制の課程を置く学校の校長は、前項の規定にかかわらず、当該課程の生徒の異動の状況を毎年8月31日、12月31日、3月31日に報告しなければならない。</u>

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。